答　申　第　754号
令和元年　6月　7日

神戸市長　久　元　喜　造　様

神戸市個人情報保護審議会
会　長　　西　村　裕　三

答　　　　申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき，令和元年6月7日付け神都計公第191号により諮問のありました下記の事項について，次のとおり答申します。

記

近畿圏都市交通体系調査（近畿圏パーソントリップ調査）に伴う個人情報の収集について
（条例第7条「収集の制限」に関して）

1　国や他の自治体等と共同して近畿圏パーソントリップ調査を実施し，人々の交通行動や生活行動に関する機微情報も含めた個人情報を収集することは，地域の交通量及び交通手段の分担等の把握や，将来の交通計画・マスタープランの策定等に役立てることができ，公益に資すると認められるので妥当である。

2　この場合，保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等，個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

別 紙
答申 754

近畿圏都市交通体系調査（近畿圏パーソントリップ調査）に伴う個人情報の収集について

（条例第7条「収集の制限」に関して）

◎は条例第７条第３項に該当するもの

【アンケート項目】

［世帯票］

（世帯の情報）

・世帯の人数（うち５才未満人数）
・郵便番号
・住所（番地・号まで）

（世帯員ごとの情報）

・続柄
・性別
・年齢
・職業
・就業形態
・自動車運転免許の有無
・勤務先・通学先・通園先の住所（番地・号まで）
◎・外出に関しての困難の有無（介助者の必要について）
◎・要介護認定の有無，要介護度，要支援度
◎・障害者手帳の有無（身体障害者手帳，療育手帳，その他の手帳）

（世帯で所有する自動車・二輪車について）

・台数
・車種
・ETC 設置有無
・主な運転者
・調査日の車の使用

［個人票］

（個人の移動について（平日・休日を各１日））

・調査日の外出の有無

調査日に訪れた場所について

・場所の種類
・住所（番地・号まで）
・施設名称
・その場所での活動の種類
・その場所での消費額

調査日に訪れた場所への移動について

・出発・到着時間
・移動手段
・乗車・降車・乗換駅名称
・自動車利用（使用した車，運転者，同乗者）
・駐輪・駐車場所
◎・敬老パス・福祉乗車証の利用有無
・移動経路(GPS 測位(経緯度)，時間)
（スマートフォンアプリを活用し位置情報を取得※任意の協力者のみ)

答 申 第 755号
令和元年6月7日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三

答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項4号の規定に基づき，令和元年6月7日付け神市住第524号により諮問のありました下記の事項について，次のとおり答申します。

記

近畿圏都市交通体系調査（近畿圏パーソントリップ調査）に伴う住民基本台帳情報の提供について
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

1 国や他の自治体等と共同して近畿圏パーソントリップ調査を行うにあたり，調査対象者の抽出をするために市民参画推進局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは，市域全域から偏りなく効率的に抽出することができ，公益に資すると認められるので妥当である。

2 この場合，個人の権利利益を不当に侵害することのないよう，当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

別 紙
答申 755

近畿圏都市交通体系調査（近畿圏パーソントリップ調査）
に伴う住民基本台帳情報の提供について
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

抽出した市民にかかる下記の情報

【住民基本台帳情報】
郵便番号
住所（漢字）
世帯主の氏名（漢字・カナ・アルファベット・通称名）
世帯主の生年月日
世帯構成員の生年月日